

### 3 提案検討のための支援ツール

#### 1 地方分権改革・提案募集方式に関する学習動画

地方公共団体向けの研修内容（座学）を約40分でまとめています。  
組織内の職員研修や自己学習等にご活用ください。

あなたの声で日本の法律・制度が変わる！

～地域の課題を提案募集方式で解決してみよう～

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/seihuinternettv.html>



##### ●学習動画の構成

1. 地方分権改革の考え方と提案募集方式の概要
2. これまでの提案募集方式の成果事例について
3. 提案検討の参考となるツール等

あなたの声で  
日本の法律・制度が変わる！

～地域の課題を提案募集方式で解決してみよう～

内閣府 地方分権改革推進室



#### 2 地方分権改革e-ラーニング講座

地域の課題を解決し、地方創生の基盤となる地方分権改革

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/linkshu/180216elearning.html>



#### 地方分権改革eラーニング講座

～地方分権改革・提案募集方式がいつでも・どこでも・どなたでも、気軽に学べる～



神野 直彦 氏



高橋 滋 氏



勢一 智子 氏

#### 3 地方分権改革による成果事例集

地方分権改革事例集・地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集 Vol.1 (平成30年)

地方分権改革事例集・地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集 Vol.2 (令和2年)

地方分権改革事例集・地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集 Vol.3 (令和4年)

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/jirei/seikajirei.html>



Vol.1 (平成30年)



Vol. 2 (令和2年)



Vol. 3 (令和4年)



4 地方分権改革・提案募集方式の成果事例動画

提案募集方式による制度改正で得られた成果事例について、現地取材映像等を交えてわかりやすく解説します。

## 被災者の生活再建を後押し! 罹災証明書の交付の迅速化



## 地方版ハローワークの創設



## ファミリー・サポート・センター事業の実施要件緩和



## 農林漁業体験民宿業における 客室面積要件の緩和



## 工場の緑地面積率などに係る 地域準則条例の制定権限の移譲

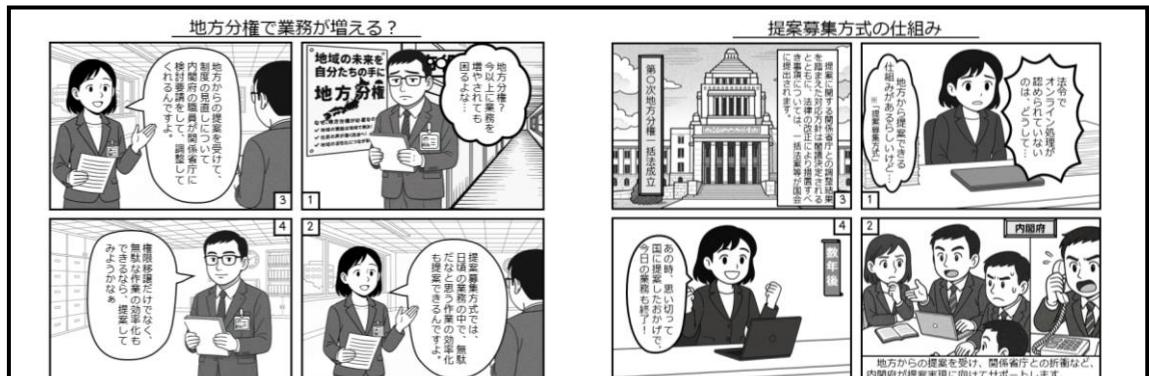


## 小規模多機能型住宅介護の定員に関する基準の見直し



## 5 提案募集方式を視覚的に訴える啓発資料（4コマ漫画）

地方分権改革・提案募集方式については、難しいイメージがあり興味を持ちにくい、各職員が自身の業務と結び付けて考えにくいとのご意見などを受け、視覚的に訴える啓発資料として4コマ漫画を活用した資料を作成しましたのでご活用ください。※各イラストは生成AIを活用して描画しています。



## 4 地方分権改革の旗手

あなたも「地方分権改革の旗手」になりませんか？

内閣府では、地方分権改革で活躍する地方公共団体関係者のネットワーク化を進めており、令和7年度は217名の方に「旗手」として登録いただいています。

内閣府と旗手及び旗手同士での改革の推進に向けた各種情報交換・交流などを行っています。

### 1 地方分権改革の旗手とは？

地方分権改革の旗振り役として、地方分権改革の推進に積極的に取り組んでいただける地方公共団体の職員の方を、「地方分権改革の旗手」と呼んでいます。



令和6年の旗手会議（オンライン開催）にて

### 2 旗手はどれくらいいるのでしょうか？

令和7年8月現在で、142団体から217名の方が登録されています。

	登録者数
都道府県	90名
市区町村等	127名
合計	217名

### 3 旗手は何をしたらよいでしょうか？

日常業務において、地域の課題（提案のタネ）を気にかけていただくとともに、課題の解決方法の一つとして地方分権改革・提案募集方式というものがあることを周りの皆様にもお知らせください。

### 4 旗手の活動への支援などありますか？

#### 旗手の仕組みを活用した取組

##### 旗手会議（対面・オンライン）

旗手の皆様の参考となるような他の団体の事例紹介や、旗手の皆様同士で意見交換をする旗手交流会などが中心の、意見交換・交流の場です。対面・オンライン両方で、開催実績があります。



対面開催時の様子



オンライン開催時の様子

地方分権改革に興味のある方、意欲のある方の、積極的なご参加をお待ちしています！

（連絡先）内閣府地方分権改革推進室（地方支援班） TEL：03-3581-2484

## 5 地方分権改革推進アワード

地方分権改革・提案募集方式の活用をより一層推進するため、他の団体の模範となる提案を行った団体を表彰し、地方の発意に基づいた地方分権改革の推進に資することを目的として実施しています。

### ● 選考基準（評価項目・評価のポイント）

#### （1）提案実現により期待される効果

評価項目	評価のポイント
①地方の裁量・決定権限の拡大	地方公共団体への裁量・決定権限の拡大につながるものか。
②住民サービスの向上	住民サービスの向上につながることが見込まれるものか。
③業務の合理化	地方公共団体における業務の合理化につながるものか。
④全国への波及	全国に制度改正等が広がることが期待できるものか。

#### （2）提案実現により期待される効果

評価項目	評価のポイント
①住民等との連携	住民・事業者等からの要望・意見を踏まえた提案であるか。
②共同提案の実施	他の地方公共団体と積極的に共同提案を行ったか。
③提案に説得力を持たせる取組の実施	地方で生じている課題、制度改正による効果等を、具体的かつ明確に整理した上で要望であるか。

### 令和6年度 地方分権改革推進アワード受賞団体

令和6年度受賞団体・選定理由等			
団体名	埼玉県	特別区長会（港区）	兵庫県
提案名	国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の横断的な見直しを提案し、精神保健指定医・准看護師の免許申請等の手続について、オンライン化に伴い都道府県を経由せず直接申請先※1※2が処理を行うことで、手続完了までの期間が短縮されることになり、住民（申請者）の利便性の向上が期待できる。 (※1 精神保健指定医の免許申請等:厚生労働省) (※2 准看護師の登録事項の変更等:免許を与えた都道府県)	電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化	国・都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の横断的な見直しを提案し、精神保健指定医・准看護師の免許申請等の手続について、オンライン化に伴い都道府県を経由せず直接申請先※1※2が処理を行うことで、手続完了までの期間が短縮されることになり、住民（申請者）の利便性の向上が期待できる。 (※1 精神保健指定医の免許申請等:厚生労働省) (※2 准看護師の登録事項の変更等:免許を与えた都道府県)</li> <li>●これまで都道府県で行っていた経由事務が廃止されることで、当該業務の担当職員を他の多忙な業務の担当にするなど地方公共団体の業務の合理化を図ることができる。</li> <li>●本件の制度改正により、全国で約1,450～1,950万件の窓口業務の削減が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次期マイナンバーカード※3において、カード及び電子証明書のパスワードの一部がマイナポータルアプリで再設定可能となるとともに、電子証明書の有効期間やカードの更新申請期間が延長されるなど住民の利便性の向上が期待できる。 (※3 令和8年を一つの視野に入れ導入検討)</li> <li>●マイナポータルアプリによる手続を可能とすることなどにより地方公共団体の窓口業務の合理化を図ることがができる。</li> <li>●本件の制度改正により、建築主事の業務が指定確認検査機関に分散されることで、地方公共団体の建築行政部局における計画通知以外の業務（監査・違反は正・処分等）にも注力することが可能となる。</li> <li>●本件の制度改正により、建築主事の計画通知確認業務約6,800件に波及する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国・都道府県又は建築主事を置く市町村が建築物の建築主である場合に建築確認に代えて建築主事による建築計画の通知（計画通知）について、建築主事だけでなく指定確認検査機関による審査・検査等を可能することで、老朽化した公共施設の建替えや大規模災害時の公共施設の再建等が円滑に行われるなど住民サービスの向上が期待できる。</li> </ul>
受賞写真			

## 6 地方分権改革・提案募集方式に関する情報発信

内閣府地方分権改革推進室では、種々の情報発信ツールを活用しながら、地方分権改革の取組や提案募集方式等に関する情報発信を行っていますので、ぜひお役立てください。



地方分権改革推進室 ホームページ  
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/>



次のような情報を掲載しています。

### ●地方公共団体からの提案を支援するための参考資料

地方分権改革や提案募集方式の基礎を学べる学習動画、提案募集方式の成果事例動画、過去の提案が検索できるデータベース他

### ●地方分権改革の取組に関する資料

地方分権改革有識者会議や提案募集検討専門部会における提案の検討状況や検討結果等、法律・政令・府省令・通知等による措置結果他

### ●地方分権改革シンポジウムの配布資料及び議事録

### 提案募集

- 令和7年提案募集はこちら
- 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)はこちら
- 提案募集について

### 自治体等向け支援(研修・提案検討のための支援ツール等)

- 提案募集方式を視覚的に訴える啓発資料(4コマ漫画)
- 自治体向け内閣知事のチラシ
- 地方分権改革・提案募集方式に関する学習動画
- 研修・ワークショップ・講師派遣等
- 入門ガイド・提案募集方式の制度と特徴を簡単に解説
- パンフレット・提案検討の手引き
- 成果事例集・提案募集方式等による成果を掲載
- 提案募集方式の成果事例動画
- 地方分権に関する電話相談はこちら
- オンライン講座-地方分権改革の経験等を学ぶための動画
- データベース-過去の提案が検索可能
- 地方分権改革の振手



SNS (X、 Facebook)

各地での研修模様などの地方分権改革の最新の動きやホームページの更新情報を発信していますので、ぜひチェックしてください。



地方分権改革推進室 X  
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/sns/x.html>



地方分権改革推進室 Facebook  
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/sns/facebook.html>



Youtube



地方分権改革推進室 YouTube  
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/sns/youtube.html>



令和2年度以降に開催された地方分権改革シンポジウムの動画をご覧になれます。

内閣府地方分権改革推進室

@cao\_bunkan

11月16日（水）三重県町村会主催の町長研修で、当室の細田大造総括参事官が、地方分権改革、提案募集方式について講演しました。愛媛県砥部町の提案の取組を紹介するとともに、6月7日に閣議決定したいわゆる骨太の方針に、計画策定等における基本原則が明記されたことを説明しました。



令和4年3月開催 地方分権改革シンポジウム  
～あなたの気づきが国を変えていく～  
第一部 野田聖子内閣府特命担当大臣インタビューより

# 4 これまでの地方分権改革・提案募集方式について

## 1 地方分権改革のあゆみ

### 第1次地方分権改革の概要

- 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成  
機関委任事務制度とは、都道府県知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる制度
- 国の関与の新しいルールの創設  
国の関与の法定化など
- 権限移譲  
国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲
- 条例による事務処理特例制度の創設  
地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度

第1次  
地方  
分権  
改革

H5 地方分権の推進に関する決議（衆参両院）

H7 地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足（～H13.7）

※H8.12第1次

　　} H10.11第5次勧告

H11 地方分権一括法成立

H13 地方分権改革推進会議発足

H14 骨太の方針（閣議決定）（毎年）

第2次  
地方  
分権  
改革

H17 地方分権改革推進法成立

H19 地方分権改革推進委員会発足（～H22.3）

※H20.5第1次

　　} H21.11第4次勧告

⇒三位一体改革（国庫補助金負担金改革、税源移譲、交付税改革）



## H23 国と地方の協議の場法成立

第1次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し）

第2次一括法成立（都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等）

## H25 地方分権改革推進本部発足（本部長：内閣総理大臣）

地方分権改革有識者会議発足

第3次一括法成立（都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等）

## H26 第4次一括法成立（国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲等）

## H27 第5次一括法成立（国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等）

## H28 第6次一括法成立（国から地方、都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等）

## H29 第7次一括法成立（都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等）

## H30 第8次一括法成立（国から地方、都道府県から中核市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等）

## R元 第9次一括法成立（都道府県から中核市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等）

## R2 第10次一括法成立（都道府県から指定都市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等）

## R3 第11次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し等）

## R4 第12次一括法成立（都道府県から指定都市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等）

## R5 第13次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し等）

## R6 第14次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し等）

## R7 第15次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し等）

### 第2次地方分権改革の概要

- 地方に対する規制緩和  
(義務付け・枠付けの見直しなど)
- 国から地方への事務・権限の移譲  
国の関与の法定化など
- 都道府県から市町村への事務・権限  
の移譲など

### 提案募集方式の概要（H26～）

- 個性を活かし、自立した地方をつくる
- 委員会勧告方式に代えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討

## 2 提案募集方式のこれまでの実績

### ①実現に至った提案例

#### (1) 提案どおりに実現

Case 1 放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し  
<提案団体> 全国知事会／全国市長会／全国町村会等（のべ145団体）

法律改正  
(平成29年の事例)

放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の資格と員数については、国の基準に従い条例で基準を定めることとされていましたが、児童福祉法が改正され、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直され、国の基準を十分参考した上で、市町村の責任において地域の実情に合った基準を定めることができになりました。

従うべき基準を参酌化したこと、市町村の責任において質を確保しつつ、地域の人材を放課後児童支援員として活用したり、利用児童の数や開設場所等の運営状況に応じて人員体制を工夫するなど、地域の実情に応じて柔軟に事業を運営することが可能となり、放課後児童クラブの継続的・安定的な運営につながることが期待されます。

#### 提案実現前

放課後児童クラブの従業者（＝放課後児童支援員）の資格と員数が「従うべき基準」として規定されている  
大都市でも過疎地でも全国一律で、必ず国の基準に合わせなければならない

資格	保育士等の基礎資格 + 一定の研修受講
員数	支援の単位（おおむね40人以下）ごとに2人以上

#### 支障

放課後児童クラブのニーズは増加、その一方で地方では人材確保が難しい

放課後児童クラブの継続的・安定的な運営が困難

- 資格 子育て経験が豊富な方も、国の基準に該当し、都道府県知事等の実施する研修を受講しなければ放課後児童支援員になることができない
- 員数 利用児童数が多い場合でも少ない場合でも、一律に放課後児童支援員等を2人以上配置する必要



#### 見直し

#### 提案実現後

地方の創意工夫を活かすために「従うべき基準」を参酌化

国の基準を十分参考した上で、地域の実情に合った基準を条例で定められる

#### 効果

- 国の基準には該当しないが、市町村長が適当と認めた方が放課後児童支援員になることが可能に
- 利用児童の数や開設場所など、地域におけるクラブの運営状況に応じて、必要な人員体制を市町村自らが定めることができ

市町村の責任において質を確保することを前提に地域の実情に応じた運営の工夫ができる

## (2) 提案の一部が実現、当初とは異なる形で決着

Case  
2

市町村水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲

<提案団体> 福島県／愛知県／大阪府／和歌山県／鳥取県／広島県／中国地方知事会

政令改正  
(平成26年の事例)

業務の監視体制や重要施策（耐震化、長期的視点での資産管理等）の実施状況に都道府県間でばらつきがあり、一律の権限移譲は困難であったことから、手挙げ方式（希望する地方公共団体に選択的に移譲）を導入しました。

### 提案実現前

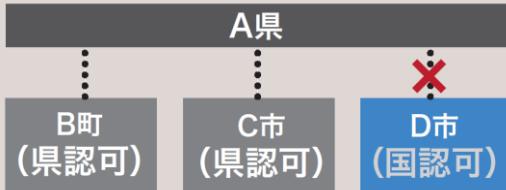
**水道事業の認可・監督権限が国と都道府県に分離**  
(カッコ内は平成24年度の認可対象事業者数)

給水人口 5万人超	国（約400※）
給水人口 5万人以下	都道府県（約7,000）

※水利調整を要しない水道事業はすべて都道府県認可

支障

都道府県内の水道事業の  
一体・広域的監督が困難



### 提案実現後

**水道事業基盤強化計画（仮称）を策定し、  
業務の監視体制を十分に整える都道府県に対し権限移譲（手挙げ方式）**

給水人口 5万人超	水利調整が必要	国（約100）
	都道府県内で水利調整が完結	希望する都道府県（手挙げ法式） (移譲対象となり得るもの：約300)
給水人口 5万人以下		都道府県 (約7,000)

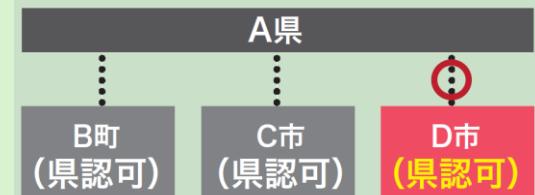
※ 都道府県が経営主体であるものは移譲対象外

※ 都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業は、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合に移譲対象となる

効果

都道府県主導で各水道事業に共通  
の以下のような課題を解決

- 水需要の減少に伴う経営合理化
- 老朽化施設の更新・耐震化



### (3) 現行の規定で対応可能であることを通知により明確化

Case  
3

里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化

<提案団体> 鳥取県／日本創生のための将来世代応援知事同盟

通知  
(令和元年の事例)

里帰り出産等の際に里帰り先で一時預かり事業を利用しようとした場合、地方公共団体の児童福祉法の解釈によっては、住所地の保育所等を退所するよう求められることがあるという支障について、提案団体が事例を用いてわかりやすく主張したことに加え、提案実現の効果についても、地方公共団体にとってのメリットだけでなく、利用者が保育所等を退所せずに利用できるといった利用者目線のメリットを示すことができました。

#### 提案実現前

**里帰り先の市町村で一時預かり事業を利用する場合、  
住所地の市町村の保育所等を退所する必要があるのか不明確**

「一時預かり事業の対象児童」とは：

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児

#### 支障

住所地の保育所等を退所するよう求められることがあるが、出産後再度入園できるとは限らないため、里帰り先で一時預かり事業を利用しにくい

見直し

#### 提案実現後

**住所地の市町村の保育所等を退所しなくても、  
里帰り先の市町村において一時預かり事業を利用できること等を明確化**

#### 効果

- 退所しなくても利用でき、保護者の心理的負担が軽減
- 里帰り出産も選択肢の一つとなり、子育て世帯のニーズに対応

## ②実現に至らなかつた提案例

地方から受け付けた提案の中には、実現しなかつた提案もあります。地方側に意見の相違があり結論を得ることが困難であった、地方分権の視点だけでは実現が困難だったことなどが理由となっています。

提案年	権限移譲 or 規制緩和	提 案	備 考
(1)地方側で意見に相違があり、結論を得ることが困難であった提案			
H26	権限移譲	自衛隊に対する災害派遣の権限の都道府県知事から市町村長への移譲	知事会と市長会で意見の相違あり
H29	権限移譲	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の都道府県から指定都市への移譲	都道府県と指定都市で意見の相違あり
(2)地方分権の視点だけでは実現が困難な提案			
H29	規制緩和	期日前投票所の閉鎖時刻の繰上げ	すべての期日前投票所の終了時刻の繰上げを可能とすることについては、有権者の投票機会を狭める事態につながるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。
H30	規制緩和	工事または製造の請負に関し、随意契約ができる金額の見直しを求める提案	機会均等、公正性、経済性の観点から慎重な検討が必要であり、対応困難
(3)影響が大きく、支障事例の整理や提案実現に伴うデメリットの克服などがさらに必要であり、短時間で結論を得ることが困難であった提案			
H26	規制緩和	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	災害上危険な区域であれば、住居についても安全な地域への移転に努めるべきと考えられ、また、施設や住居を合わせて移転することがまちづくりの観点から望ましいと想定されることなどの問題点があると考えられている。
H30	規制緩和	建築主事の資格要件に二級建築士を加えるよう求める提案	必要な知識や技能が担保されず、建築物の安全性を正確に判断できないおそれがあることから、対応困難

Case  
4

自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等

＜提案団体＞新篠津村

### 提案の概要

市町村は子どものための教育・保育給付にあたって、保育の必要性の認定を行わなければならない

保育の必要性の認定は、内閣府令や通知による留意事項を踏まえ、保護者の就労状況等に応じて、市町村の判断により行う

⇒自営業の子どもの認定に際する全国の事例やモデルケースの周知を求める

見直し

実現に  
至らず

保育の必要性の認定は市町村の判断により行えるが、国からモデルケースなどを示した場合に「示された事例以外の状況の場合には認定できない」といった誤解を生む可能性があり、かえって市町村の裁量を狭めてしまうおそれがある

### ③提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に関係府省と調整することとされた提案例

過去の提案の中には、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に関係府省との調整の対象とすることとされた提案があります。直近の閣議決定で見直しが決定されている制度に関する提案や、制度改正等による効果や現行制度の支障等を具体的に示せなかった提案があてはまり、調整の対象外となります。

ただし、これらは改めて具体的な支障事例等が示された場合は調整の対象となります。例えば、以下の案件のとおり、平成30年の提案においては、実際にどのような支障が生じているのかが具体的に示されていませんでしたが、令和2年の提案においては、「複数の事業所が休止している」という具体的な支障事例が示されたため、調整対象となりました。

Case  
5

訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し  
<提案団体>鳥取県

#### 提案実現前

都道府県は、訪問看護ステーションに置くべき看護師等の員数の基準を、  
厚生労働省令で定める基準に従い、条例で定めなければならない

【厚生労働省令で定める基準】

常勤換算で2.5人以上

#### 支障・ 検討 結果

##### ＜平成30年の提案＞

- 中山間地域の事業所をはじめとして、所定の人員を確保するのが難しいケースがある
- 具体的な支障事例が示されなかったことから「改めて支障事例が具体的に示された場合等に関係府省と調整する提案」として整理

##### ＜令和2年の提案＞

- 人員基準を満たせないことにより、県内で複数の事業所が休止している
- 具体的な支障事例が示されたことから「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として整理

見直し

#### 提案実現後

- 「従うべき基準」を見直すことについて検討 ※令和4年度中に結論を得る
- 当面の措置として、介護サービスの確保が著しく困難である地域等における特例制度※について、市区町村の活用に資するよう、市区町村の意向を踏まえた対象地域の追加指定等を実施

※特例制度：「特例居宅介護サービス費（指定居宅サービス等の確保が著しく困難である離島等（厚生労働大臣が定める地域）の被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合（市区町村が必要と認める場合に限る）に受給できるサービス費）」を措置すること

#### 効果

利用者への安定的な介護サービスの提供を確保

人員基準を満たせないことによる訪問看護ステーションの廃止・休止を防ぐ